

職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十六号

##### 職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則の一部を改正する規則

職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則（昭和三十九年広島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「応じて」の下に「、四十日分を限度として」を加え、同条第三項中「七  
百円」を「五百円」に改める。

##### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則第四条第二項の規定は、平成二十四年四月一日以降に開始する訓練を受講する受給資格者について適用し、同日前に開始している訓練を受講する受給資格者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則第四条第三項の規定は、平成二十四年四月一日以降に受講した訓練に係る受講手当について適用し、同日前に受講した訓練に係る受講手当については、なお従前の例による。